

## 【ロシア】沿岸漁業における船上加工の解禁

海外立法情報課 大河原 健太郎

\* 2021年7月2日に連邦法「漁業及び水生生物資源の保全について」等が改正され、沿岸漁業において、船上での一次処理（内臓除去、頭部切断）を行えるようになった。

### 1 法改正の背景

広大な国土を有するロシアは世界有数の海岸線距離を誇り、その領海及び排他的経済水域の面積は2015年時点で世界2位<sup>1</sup>に位置付けられていた。ロシアでは、この広大な領海・排他的経済水域と、豊富な水産資源を活かした漁業が盛んである。複数ある漁業形態のうち、沿岸漁業は次のように定義されている。連邦法「漁業及び水生生物資源の保全について」<sup>2</sup>によれば、沿岸漁業とは「水生生物資源の探索・捕獲（収穫）、活魚、生鮮魚又は冷蔵魚状態の漁獲された水生生物資源及び活きた、生鮮状態又は冷蔵状態の魚製品のロシア連邦の漁港への輸送、保管及び水揚げ」を行う商業的活動である。

漁業において、漁獲した魚の鮮度を保ち、安全な食品として運搬するには様々な手法がある。ロシアにおける漁業は、カラ海、ベーリング海、オホーツク海等で盛んに行われており、カレイ、マス、スケトウダラ等を漁獲している。このうちスケトウダラ等一部の魚は傷みが早く、運搬・保管には衛生的な観点から制約が掛かる。例えばスケトウダラ等、特に傷みが早い魚は、漁獲後の冷蔵保管時間が3時間以内と定められており、そのため、このような魚を市場に流通させるためには、船上工場を持つ大規模な漁船を用いて、漁港での水揚げ前にすり身加工・缶詰加工・冷凍加工等を行う必要があった。しかし、沿岸漁業で用いる小規模な漁船には、加工・保存用の大掛かりな機材が完備されていないことが多い。より簡易な船上加工としては、一次処理（頭部切断、内臓除去、血抜き）がある。一次処理は簡単に行えるため、伝統漁業の漁師や趣味の釣り人はこの手法を取ることが多い。しかし、「行政的違法行為法典」<sup>3</sup>によって、沿岸漁業における船上での一次処理は禁じられており、違反すれば行政罰（過料）の対象となった。すなわち沿岸漁業においては、頭部や内臓の処理をすることなく、生きたまま又は冷蔵状態で漁場から港・市場まで漁獲物を運搬する必要があった。

このような事情により、「獲れたて」のスケトウダラ等を一般市場に流通させることは、事実上不可能であった。入手できるものは、沖合漁業で漁獲され、船上で冷凍処理・加工された製品等に限られていた。この問題を解決し、沿岸漁業における船上加工を解禁し、新鮮な魚を手に入れやすくするための法改正が求められていた。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

<sup>1</sup> 中原裕幸「わが国200海里水域面積447万km<sup>2</sup>の世界ランキングの検証：世界6位、ただし各国の海外領土分を含めた順位では8位」『日本海洋政策学会誌』5号、2015、pp.117-135。

<sup>2</sup> Федеральный закон от 20.12.2004 "О рыболовстве и сохранении водных биологических ресурсов" N166-ФЗ <<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102090164>>

<sup>3</sup> "Кодекс Российской Федерации об административных правонарушениях." <<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&prevDoc=102435144&backlink=1&nd=102074277>>

## 2 改正法の制定

2021年7月2日に、連邦法第338号「連邦法「漁業及び水生生物資源の保全について」及び特定の立法行為の改正について」<sup>4</sup>（以下「改正法」）が制定・公布された。施行日は、同月13日である。改正法は、漁業に関連する複数の法令を改正するものであり、全5か条から成る。

主たる被改正法である「漁業及び水生生物資源の保全について」は、全65か条から成り、漁法、漁場及び水生生物等の保護等について規定している。

改正法は、以下2つの項目を主たる改正内容として定め、その他軽微な内容（連邦法「獣医学について」<sup>5</sup>及び連邦法「ロシア連邦の内水、領海及び接続水域について」<sup>6</sup>における用語の置換え等）を定めている。

## 3 改正法の概要

### (1) 活魚、生鮮魚又は冷蔵魚の取扱い

改正法第1条第5項第1号は、「漁業及び水生生物資源の保全について」第20条第5項について、次のように改正する。「活魚、生鮮魚又は冷蔵魚状態の沿岸漁業で収穫された（漁獲された）水生生物資源、漁船が加工した活魚、生鮮魚又は冷蔵魚状態の魚製品は、（中略）ロシア連邦の漁港及びロシア連邦の沿岸地域の公的機関が決定したその他の水揚げ地に輸送され、保管され、及び水揚げされる」という規定の、「ロシア連邦の漁港及び……」の前に「魚製品の生産及び（又は）国内での販売のため」と言う文言を追加する。これにより、国内流通を意図した活魚、生鮮魚又は冷蔵魚の運搬を行う権限が明確化された。被改正法第20条は、沿岸漁業について定めた条文である。

### (2) 船上における加工の許可

改正法第1条第5項第2号は、「漁業及び水生生物資源の保全について」第20条に第6項として、「船団で沿岸漁業を行う場合、経済活動の種類による製品の全ロシア分類法<sup>7</sup>に基づいてロシア連邦政府が決定した種類の活魚、生鮮魚及び冷蔵魚製品を加工することができる」を加える。これにより、沿岸漁業において漁獲された魚を船上で一次加工する権限が与えられる。

### 参考文献

- ・ Татьяна Карабут, “Рыбакам разрешат потрошить рыбу на борту.” 07.07.2021 RG.RU website <<https://rg.ru/2021/07/07/rg-publikuet-o-razreshenii-na-pervichnuiu-obrabotku-ulova-na-bortu.html>>

<sup>4</sup> Федеральный закон от 02.07.2021 N338-ФЗ "О внесении изменений в Федеральный закон "О рыболовстве и с охранении водных биологических ресурсов" и отдельные законодательные акты Российской Федерации" <<https://rg.ru/2021/07/08/fz338.html>>

<sup>5</sup> Федеральный закон от 14.05.1993 N4979-1 "О ветеринарии" <<https://docs.cntd.ru/document/9004249>>

<sup>6</sup> Федеральный закон от 31.07.1998 N155-ФЗ "О внутренних морских водах, территориальном море и прилежащ ей зоне Российской Федерации" <<https://docs.cntd.ru/document/901714424>>

<sup>7</sup> 経済活動の種類による製品の全ロシア分類法とは、ロシア国内における統一規格の一つである。Федеральная служба государственной статистики, "Общероссийские и ведомственные классификаторы Федеральной службы государственной статистики" <<https://rosstat.gov.ru/classification>>